

協議事項（２）

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再 検証等について

厚生労働省では、地域医療構想調整会議の議論の活性化を目的に、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を行い、別添の選定方法により、「㊤診療実績が特に少ない」、又は「㊦構想区域内に一定数以上の診療実績を有する医療機関が２つ以上あり、かつお互いの所在地が近接している」の要件に該当する医療機関等を選定しました。最上地域では町立真室川病院が㊤の要件で選定されています。

国及び県の通知（資料４－１）により、町立真室川病院は、以下の①～③について検討を行い、その結果を反映した具体的対応方針について地域医療構想調整会議において再検証を経たうえで合意を得ることが求められています。

- ① 現在の地域における急性期機能や、将来の人口推移とそれに伴う医療需要の変化等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割
- ② 分析の対象となった領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等）
- ③ ①②を踏まえた機能別の病床数の変動

上記の項目について、町立真室川病院から提案（資料４－２）をいただいておりますので、その内容について御検討をお願いします。

(別添)

厚生労働省による公立病院等の再編・統合の対象病院の
選定方法等について

○下表の(A)又は(B)に該当する医療機関を選定

	(A) 診療実績が特に少ない医療機関	(B) 類似かつ近接している医療機関がある医療機関
分析項目	がん、心血管疾患、脳卒中、救急、小児、周産期、災害、へき地、研修・派遣 (9項目)	がん、心血管疾患、脳卒中、救急、小児、周産期 (6項目)
選定基準	◆「特に少ない」の定義 ・がん、心血管疾患、脳卒中、救急、小児、周産期の6項目については、診療実績の実数が下位 1/3 にある場合 なお、「災害」は災害拠点病院に、「へき地」はへき地拠点病院に、「研修・派遣」は基幹型臨床研修病院に該当しない場合 ↓ 上記9つの分析項目全てで上記基準に該当する医療機関を選定	◆「近接する医療機関がある」の定義 ・一定の距離内(自動車での移動時間が20分以内)に診療実績を有する医療機関があること ↓ 上記6つの分析項目全てで上記基準に該当する医療機関を選定
県内の該当医療機関 (7機関) ※全国 424 機関	天童市民病院 (Bにも該当)、朝日町立病院、 <u>町立真室川病院</u> 、公立高畠病院、酒田市立八幡病院 (Bにも該当)	天童市民病院 (Aにも該当)、県立河北病院、寒河江市立病院、酒田市立八幡病院 (Aにも該当)